

## 喜屋武治樹今帰仁村長の政治手法を改めることを求める決議

喜屋武治樹村長は、このたび今帰仁村庁舎建設委員会設置条例第3条第2項に基づき、庁舎建設委員会委員について決定事項を議長に報告し、村議会議員2人を含む13人の委員を任命した。

確かに、同条例第3条第2項によれば、委員の任命は村長の権限である。しかし、村議会議員からの委員任命については、あらかじめ議会と人選を調整するのが適切であったと思慮される。

例えば、いわゆる議選監査委員については、議会の同意を得て村長が任命するものであるが（地方自治法196条）、同意議案を議会に提出するに当たっては、議会の意向を尊重するという趣旨から、その人選について議会に一任しているのが従来の慣例となっている。今回の委員任命についても同様の趣旨が生かされるべきであった。

にもかかわらず、上記のような手法がとられたことは、二元代表制の一翼を担い村民の負託を受けた議会を軽視した独善的手法と言わざるを得ず、執行部と対等な立場にある議会の地位を阻害することに他ならない。

議会は、村長の提案等に対し追認するだけの機関であってはならず、そのチェック機能を十分に発揮すべき責務と役割を担っている。その意味からも、特に今回の今帰仁村庁舎建設委員会の委員任命の進め方は、憂慮すべき事態と考える。

よって、本村議会は、あらかじめ議会の人選協議を経ずにその内容を議長に報告し、任命を行って施策を展開する村長の政治手法を改めることを強く求める。

以上、決議する。

平成29年12月15日

今帰仁村議会

宛先 今帰仁村長 喜屋武 治樹 様